

デザイン思考推進に関する伴走支援等業務委託プロポーザル 質問・回答一覧

質問受付期間：令和6年12月3日（火曜日）から令和6年12月12日（木曜日）正午まで

番号	関連する資料		質問	回答
	資料名	該当箇所		
1	公募要項（実施説明書）	P4～5 第6 プロポーザル参加手続きに関する事項 3(2)作成要領	仕様書の様式についてなのですが、こちらは様式一式として配布されているWordファイルに乗っ取って企画書の形式にする形でしょうか？それともA4で規定枚数内であれば、ページ数・文字サイズを準じる限りでPDFとして自由にレイアウト等行って良いもののでしょうか？どこまでを様式のWordファイル上に準ずべきか（ページの余白なども様式にそったレイアウトにするべきか）ご教示いただけますと幸いです。	公募要項（実施説明書）に記載の作成要領を守っているのであれば、余白を含めてレイアウトは変えていただいて構いません。
			番号1の質問に関連して、図の使用が可と記載があるのが様式2-2の部分だけでしたが、他の箇所、例えば課題（様式2-1）等で図は使用できないのでしょうか。	公募要項（実施説明書）に記載の作成要領を守っているのであれば、様式2-2に限らず図を使用していただいて構いません。
3	公募要項（実施説明書）	P3 第4 提案書の審査基準及び審査方法 2(2) 第二次審査 P4～5 第6 プロポーザル参加手続きに関する事項 3(2)作成要領	二次審査の説明者と連絡窓口は同じ人にするとのことですが、この人物は、本プロジェクトに入るメンバーでなければならないということでしょうか。もしくは、提案期間までの連絡窓口と二時審査での説明者が同じであれば問題ないのでしょうか。	二次審査の説明者は、本業務を実際に担う担当者であることが必須です。
			P9～12 仕様書 5(2) 職員研修の実施	パイロットプロジェクトと職員研修の対象者は同じ方々でしょうか？それとも、このふたつは切り分けて捉えた方がよろしいでしょうか。
4	公募要項（実施説明書） 別紙1	P9～12 仕様書 5(2) 職員研修の実施	パイロットプロジェクトと職員研修の対象者は同じ方々でしょうか？それとも、このふたつは切り分けて捉えた方がよろしいでしょうか。	職員研修はパイロット事業よりも広範な職員を対象とすることを想定しています。
5			別紙1 仕様書5(2)②「研修対象者は発注者と協議の上、設定すること。対象者の職層や職種が複数ある場合は、それぞれ各1回実施する。」に関して、合計研修回数を目安や最大回数（「多くても○回程度」等）の想定をご教示ください。実施可能性の判断及び見積りにあたり、どの程度の強度の業務となるか確認したいという趣旨です。	2回程度を想定しています。仕様書2 目的を踏まえて提案をお願いします。（今年度は職層別に2回実施）
6		P9～12 仕様書 5(3) 地域に縁があるデザイナー等のネットワーク構築に向けた研究・支援	業務内容(3)の地域に縁のあるデザイナーなどとのネットワーク構築に関して、こちらの研究や支援の目的を教えてください。また、どのようなアウトプットを想定されておりますか。	仕様書2 目的にあるとおり「デザイン思考による公民連携、多様な主体との協働を推進していく」ことが目的です。想定しているアウトプットは「各課の事業へ地域に縁があるデザイナー等が参画することや「地域の活性化を推進するため、地域が抱える課題へのアプローチを区に縁があるデザイナー等と協働して取組む」こと等です。
7	公募要項（実施説明書） 別紙3	P14～15 東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項	公募要項別紙において遵守すべきとされている、「北区情報セキュリティ対策基準」、「北区情報セキュリティ実施手順」、「主管するかの情報セキュリティ実施手順」の内容をご提供いただけますでしょうか。	北区情報セキュリティ対策基準、北区情報セキュリティ実施手順に基づき、本業務において受注者が遵守すべき事項は別紙1仕様書及び別紙3「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」に記載されております。別紙1及び別紙3をご確認ください。 なお、当課では情報セキュリティ実施手順の作成はしていません。
			別紙3「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」2「再委託の禁止」に関して、附属業務についてやむを得ず再委託する場合、再委託額、あるいは受託額に占める再委託額の割合について、上限等の規定があればご教示ください。	附属業務についてやむを得ず再委託する場合、再委託額及び受託額に占める再委託額の割合の上限等の規定はありません。
8			別紙3「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」2「再委託の禁止」に関して、附属業務についてやむを得ず再委託する場合、再委託額、あるいは受託額に占める再委託額の割合について、上限等の規定があればご教示ください。	附属業務についてやむを得ず再委託する場合、再委託額及び受託額に占める再委託額の割合の上限等の規定はありません。